

「産業医業務」プロポーザル募集要項

「産業医業務」に関する契約を締結するにあたり、下記のとおり提案を募集する。

1 業務内容

「産業医委託契約に係る仕様書」のとおり

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務予定価格

4,320,000円（税抜）

上記金額を提案限度価格として、見積書（第2号様式）に各項目の単価及び予定価格を記入のうえ提出すること。なお、提案限度価格を上回る価格を提案した場合は、失格とする。

4 参加資格要件

公募に参加できる事業者は京都市内に本社又は支社がある法人とする。ただし、次の各号に該当する場合は、公募参加資格がないものとする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 国税、地方税及び水道料金・下水道使用料金を滞納している者
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者
- (6) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
- (7) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

5 応募方法

企画提案参加申請書及びその他必要書類の提出後、企画総務部職員課の受領をもって参加応募があったものとする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案参加申請書（第1号様式）
- イ 見積書（第2号様式）…正本・副本1部

- ウ 誓約書（第3号様式）
- エ 会社概要・産業医業務の実施体制（第4号様式）
（本業務の従事可能な体制、産業医能力向上のための取組等）
- オ 業務実績一覧表（様式自由。事業所名、事業所人数及び受注期間等）
- カ 産業医のプロフィール（第5号様式）、医師免許証、産業医の資格証
- キ その他添付資料（企画提案参加申請書 第1号様式を参照）

(2) 提出部数

指定がないものは、各1部

(3) 提出期日

令和8年3月10日（火）午後5時まで

※持参又は郵送。郵送の場合は、3月10日（火）必着

※土曜、日曜及び祝日は受付不可

(4) 提出先

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12 サンサ右京5F

京都市交通局企画総務部職員課 担当 荒木

TEL 075-863-5074

6 プロポーザルの手続の概要

(1) 評価基準

審査は、以下の項目について書類審査を行う。

- ア 受注業務の実施体制
- イ 個人情報保護対策、追加提案、その他実績等
- ウ 産業医業務受注の実績
- エ 産業医業務の実施体制
- オ 産業医の能力等
- カ 価格

なお、産業医の能力等については、メンタルヘルス対策に関する十分な知識と経験を有するかを重視し、評価を行う。

(2) 受注候補者の選定

総合計点が最も高いものを受注候補者とする。

(3) 審査結果通知

応募者全員に通知する。

7 スケジュール（予定）

内容	期日等
公募期間	～令和8年3月10日（火）
書類提出期日	令和8年3月10日（火）
書類審査	令和8年3月12日（木）
審査結果通知	書類審査後速やかに通知
業務委託契約	結果通知後速やかに実施

※本スケジュールは予定であるため、日程について若干の前後が生じる可能性がある。

8 失格の条件

以下の条件の一に該当する場合は失格になる。

- (1) 企画書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 企画書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (3) 企画書に虚偽内容が記載されている場合
- (4) 応募資格があると偽った場合、又は応募資格を失った場合
- (5) 書類に不備があった場合、受注者の選定に関し不正な行為を行った場合
- (6) 提案限度価格を上回る価格を提案した場合

9 受注事業者決定の取り消し

次のいずれかに相当する場合には、決定を取り消すことがある。

- (1) 応募資格があると偽った場合又は応募資格を失った場合
- (2) 企画書に虚偽の内容が記載されていた場合

10 留意事項

- (1) 企画書作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者の負担とし、企画書は返却しない。
- (2) 再委託しようとするときには、京都市交通局契約規程第44条及び契約書の規定に基づき、あらかじめ文書による承諾を受けることとする。
- (3) 応募書類について、追加書類の提出又は説明を求める場合がある。

11 契約の解除

- (1) 業務内容に記載の条件の違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないか若しくは委託料の一部又は全部を返還していただく場合がある。
- (2) 上記の(1)により契約を解除した場合、損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (3) 委託者側で業務を継続しがたいやむを得ない事由がある場合、受注者側の同意を得て、契約を解除することができる。